



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



従業員の労働時間、しっかり把握されていますか？

働き方改革の一つとして、働き方が大きく変わろうとしている中、労働安全衛生法（以下、安衛法という）において「労働時間の客観的な把握の義務化」という改正がありました。今回の改正では、管理監督者等を含めた、**全従業員の勤怠管理が義務付けられており、「すべての労働者の健康管理」を重視した内容となっております。**労働時間の把握は今までもガイドラインとしては存在していましたが、今回の改正で何が求められるかをご説明いたします。

対象者は？	管理監督者等も含む すべての労働者 が対象となります。
「正確な労働時間の記録を残す」とは？	始業・終業時刻の確認をして 記録を残す ことが求められます。
厚生労働省令で定める方法とは？	1. 使用者の現認 2. タイムカード・ICカード、PCの使用記録など
自己申告制（紙への手書きなど）の場合の注意点は？	1. 従業員への十分な説明 2. 実際の労働時間と合致しているかの確認 （自己申告以外の入退場記録など）



特に、手書きの出勤簿や自己申告制で労働時間を把握している場合、同じ方法で労働時間の把握を行い続けることが今後難しくなります。朝礼や研修、後片付けなど、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については「労働時間」と扱われます。そのため**労働時間のルールの見直しと確認をしつつ、正しく自己申告を行うよう従業員には十分に説明し、適正な管理を行うことがより一層求められます。**また、今後は「時間外労働の上限規制」や「年5日の有休取得義務化」等にも対応していく必要があります。場合によっては、労働時間等の把握方法や管理体制を変えていく必要が出てくるかもしれません。この機会に、現状の労働時間等の把握方法や管理体制を見直してみたいかがでしょうか。ご不明な点がございましたら弊社担当者までご相談ください。 今井 しのぶ

「平成」が終わり、新元号「令和」へ

今月からいよいよ「令和」の幕開けです！日本では和暦と西暦、どちらの年号も使用しているため、日常生活や仕事などで、**必要に応じて私たちも両方の年号を使い分ける必要があります。**これからは西暦〇年は平成〇年、その逆を変換する機会も出てくると思います。

覚えておくと便利な、簡単に年号変更（平成⇄西暦）する方法です。

西暦から「平成」に直す場合 : **西暦 - 2000 + 12**

(例) 2015年 → 2015 - 2000 + 12 = 平成27年

平成から「西暦」に直す場合 : **平成 - 12 + 2000**

(例) 平成27年 → 27 - 12 + 2000 = 2015年

→2000は除き、**西暦の下二桁**で考えるとわかりやすいですね

また、**社内文書の整備**はもうお済みでしょうか。これを機に和暦と西暦の社内文書・システムなどの使用状況を確認することは、元号変更の対応以外に効率化の観点からも有効かもしれません。

※ただし、税務や社会保険など、**役所に対する資料は和暦**を用いることが一般的です。

樋口 恵子

